

# 特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書

### 年度（製造業）】

年   月   日

東京都知事 殿

報告者

## 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

ホームページURL			
事業場※ <sup>1</sup> の名称 及び 当該事業場の従業者数	名称		人
	名称		人
記入者所属			
記入者氏名		電話番号	

東京都廃棄物条例第14条第2項に基づき、産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るために講じている取組について、次のとおり報告します。

## 1 事業場における産業廃棄物処理の概要

## 産業廃棄物<sup>※2</sup>の排出場所における分別品目

(日本工業規格 A列 4番)

## 2 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項

## (1) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針

## (2) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び取組の状況

## ① 総括的な責任を担う組織（以下「総括的組織」という。）の名称

## ② 総括的組織が取り組んでいる事項

## ア 社内における産業廃棄物の管理体制

- 経営者層を含めた、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する委員会等を設置している。
- 産業廃棄物処理<sup>※3</sup>の委託先の選定・契約に関する組織の間で、産業廃棄物処理について必要な情報を共有している。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認に電子マニフェスト<sup>※4</sup>を導入している。
- 産業廃棄物処理の履行状況の確認にGPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムを導入している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。

&lt;策定している手順書に含まれている内容&gt;

- 適正な処理委託契約を行うための手順
- 適正な分別や保管の手順
- 紙マニフェスト<sup>※5</sup>及び電子マニフェスト（以下「マニフェスト等」という。）の運用を適正に行うための手順
- 処理施設を設置している場合、施設での適正な処理を行うための手順
- その他 ( )
- 事故発生時の連絡対応の体制を構築している。
- 産業廃棄物の適正処理に係る内部監査の実施体制を構築している。
- 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する情報を外部発信するための体制を構築している。
- 子会社や部品メーカー等の関連事業者を含めた、減量及び適正処理確保のための体制を構築している。
- 事業者自らが産業廃棄物の処理を行う施設を管理運営するための体制を構築している。
- その他 ( )

## イ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する社内のコミュニケーション

- 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。
- 有害化学物質の使用状況を把握している。
- 産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。
- 産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。

&lt;把握している内容&gt;

- 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況
- 処理業者からの紙マニフェスト（写）の送付状況
- マニフェスト等の確認による、委託処理の履行状況

紙マニフェスト(写)の保存状況

その他 ( )

産業廃棄物の委託処理に関する料金の支払状況を把握している。

従業者の教育訓練を実施している。

産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画やルールを伝達している。

産業廃棄物の適正処理に係る監査の指摘事項に関する改善を指示している。

その他 ( )

(3) 産業廃棄物管理責任者の役職及び役割

① 産業廃棄物管理責任者の役職名

--

② 産業廃棄物管理責任者が取り組んでいる事項

事業場における産業廃棄物排出状況(分別状況、保管状況、処理状況の実績)を把握している。

有害化学物質の使用状況を把握している。

産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。

産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。

<把握している内容>

紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況

処理業者からの紙マニフェスト(写)の送付状況

マニフェスト等の確認による、委託処理の履行状況

紙マニフェスト(写)の保存状況

その他 ( )

産業廃棄物の委託処理に関する料金の支払状況を把握している。

産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。

<策定している手順書に含まれている内容>

適正な処理委託契約を行うための手順

適正な分別や保管の手順

マニフェスト等の運用を適正に行うための手順

自ら処理を行うための施設を設置している場合、施設での適正な処理の手順

その他 ( )

従業者の教育訓練を実施している。

産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画やルールを伝達している。

産業廃棄物の適正処理に係る監査の指摘事項に関する改善を指示している。

その他 ( )

(4) 従業者の教育訓練の実施状況

① 全従業者を対象とした研修の内容

産業廃棄物の減量及び適正処理に関する経営上の方針について

産業廃棄物の減量及び適正処理に関する計画や目標について

産業廃棄物の適正な分別、保管の徹底について

産業廃棄物の減量及び適正処理に関する各従業者の役割について

産業廃棄物の減量及び適正処理に関するルールについて

廃棄物関係法令の概要について

外部機関が行う、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する研修を受講

その他 ( )

<従業者の研修受講頻度:>

② 産業廃棄物管理責任者を対象とした研修の内容

廃棄物関係法令について

従業者の教育について

優れた取組を行っている他事業場の排出現場の視察や取組事例の紹介

- 处理委託先の施設の視察を行い、その処理に見合った分別を再確認  
 外部機関が行う、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する研修を受講

&lt;受講した研修名&gt;

- 産業廃棄物管理責任者講習会（主催：）  
 産業廃棄物等実務管理者講習（主催：）  
 その他（）  
 その他（）  
 <産業廃棄物管理責任者の研修受講頻度：>

## ③ 教育訓練用テキストの作成状況

- 社外で作成されたテキストを活用している。  
 全従業者を対象とした教育訓練用のテキストを作成している。  
 産業廃棄物管理責任者を対象とした教育訓練用のテキストを作成している。  
 その他（）

## ④ 教育訓練の効果促進に向けた取組

- 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る取組に関して提案募集制度を導入している。  
 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る取組事例の発表会を開催している。  
 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る優れた取組に対して、社内表彰制度を導入している。  
 その他（）

## (5) 産業廃棄物処理に係る監査の実施状況

## ① 産業廃棄物処理に関する内部監査の監査項目

- 処理委託契約書の内容に関する事項  
 マニフェスト等の運用に関する事項  
 産業廃棄物の分別状況  
 産業廃棄物の保管状況  
 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画等の達成状況  
 自ら処理を行う場合の処理状況  
 その他（）

&lt;内部監査の実施頻度：&gt;

## ② 産業廃棄物処理に関する外部監査の頻度

(頻度：)

## 3 関連事業者に対する産業廃棄物の減量及び適正な処理の普及、支援等の取組

## ① 子会社を含めた取組

- 子会社を有していない。  
 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。  
 子会社も含めた研修や勉強会を実施している。（頻度：）  
 その他（）

## ② 部品メーカー、原材料や薬品等の納入事業者を含めた取組

- 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。  
 納入事業者も含めた研修や勉強会を実施している。（頻度：）  
 その他（）

## 4 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る情報の発信に係る取組

 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る経営上の方針

&lt;公表方法&gt;

- 事業場内での掲示     ホームページへの掲載     環境報告書への掲載  
 その他（）

 産業廃棄物の排出状況・処理状況

&lt;公表方法&gt;

- 事業場内での掲示     ホームページへの掲載     環境報告書への掲載  
 その他（）

 自ら処理を行う場合の、処理施設から生じる環境汚染物質等の測定値

&lt;公表方法&gt;

- 事業場内での掲示     ホームページへの掲載     環境報告書への掲載  
 その他（）

その他( )

&lt;公表方法&gt;

事業場内での掲示 ホームページへの掲載その他( )環境報告書への掲載( )その他( )

&lt;公表方法&gt;

事業場内での掲示 ホームページへの掲載その他( )環境報告書への掲載( )その他( )

&lt;公表方法&gt;

事業場内での掲示 ホームページへの掲載その他( )環境報告書への掲載( )

## 5. 処理を委託した産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組

## (1) 産業廃棄物の処理の委託先を選定するときに確認している事項

## ① 収集運搬業者を選定するときに確認している事項

産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定業者<sup>\*6</sup>であるかどうか確認している。自社との過去の契約実績を確認している。複数の収集運搬業者の料金を比較している。許可証の内容を確認している。

&lt;確認内容&gt;

許可の期限 許可品目積込み場所と運搬先の許可の有無積替え保管の有無その他( )委託する産業廃棄物の品目の収集運搬実績を確認している。処理業者団体に照会している。収集運搬業者選定のためのチェックリストを作成して活用している。都の報告・公表制度の対象である収集運搬業者(積替え保管を含む)の場合には、公表されている報告内容を参考にしている。

&lt;参考にしている内容&gt;

事業概要 報告期間末の施設の現況 処理実績その他( )積替え保管を伴う場合には、積替え保管施設を現地確認している。

&lt;確認内容&gt;

実際に保管されている産業廃棄物の種類保管量飛散や流出の防止対策廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容その他( )従業者の教育訓練の実施状況を確認している。車両事故等の緊急時における対応方法を確認している。財務状況を確認している。電子マニフェストの導入状況を確認している。GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムの導入状況を確認している。その他( )② 処分<sup>\*7</sup>業者を選定するときに確認している事項都内での処分を委託する場合は、産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定業者<sup>\*6</sup>であるかどうか確認している。自社との過去の契約実績を確認している。複数の処分業者の料金を比較している。

許可証の内容を確認している。

<確認内容>

許可の期限

許可品目

処理方法

処理能力

)

その他 (

委託する産業廃棄物の品目の処分方法や処分実績を確認している。

処理業者団体に照会している。

処分業者選定のためのチェックリストを作成して活用している。

都内での処分を委託する場合は、都の報告・公表制度の内容を参考にしている。

<参考にしている内容>

事業概要

報告期間末の施設の現況

処理の実績

)

その他 (

処分業者の施設を現地確認している。

<確認内容>

処理されている産業廃棄物の品目

処理方法

処理前、処理後の産業廃棄物の保管量

飛散や流出の防止対策

廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容

その他 (

)

従業者の教育訓練の実施状況を確認している。

中間処理を委託する場合、中間処理後の残さの処分先（最終処分場等）を現地で確認している。

<確認内容>

搬入されている産業廃棄物の種類

最終処分場の残存容量

廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容

その他 (

)

危機管理体制を確認している。

環境保全への取組状況を確認している。

財務状況を確認している。

電子マニフェストの導入状況を確認している。

GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムの導入状況を確認している。

その他 (

)

## (2) 産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認している事項

収集運搬業者に引き渡す際に従業者が立ち会っている。

収集運搬業者に引き渡す際に産業廃棄物の種類を再確認している。

収集運搬業者に引き渡す際に産業廃棄物の数量を再確認している。

収集運搬業者が使用する運搬車両の許可番号表示<sup>※8</sup>の有無を確認している。

GPSやICタグ等のITを活用して処理の履行状況を確認している。

すべてのマニフェスト等と契約書の内容を突合して、委託の履行状況を再確認している。

その他 (

)

## (3) 産業廃棄物処理に係る費用の支払方法

収集運搬業者、処分業者に個別に支払っている。

<支払時期>

(収集運搬業者への支払時期)

収集運搬業者に引き渡す時点

運搬の終了を確認後

処分委託先での処分の終了を確認後

最終処分の終了を確認後

その他 (

)

(処分業者への支払時期)

処分委託先での処分の終了を確認後

最終処分の終了を確認後

その他 (

)

処分業者に一括して支払っている。

<支払時期>

運搬の終了を確認後

処分委託先での処分の終了を確認後

最終処分の終了を確認後

その他 (

)



9 その他の取組

- ※1 工場を指す。
- ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物及び同第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を指す。
- ※3 収集運搬、中間処理、最終処分を指す。
- ※4 廃棄物処理法第12条の5に規定する、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬及び処分が終了した旨を情報処理センターに報告する仕組みを指す。
- ※5 廃棄物処理法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票を指す。本様式においては「紙マニフェスト」という。
- ※6 都が指定した第三者評価機関により、適正処理、再資源化及び環境負荷低減に向けた取組の実施など、一定の基準をクリアしたと認められた業者をいう。
- ※7 中間処理、最終処分を指す。
- ※8 廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イ及び同第6条の5第1項第1号に規定する表示を指す。